

人口と世帯		人口	33,828人	(17人減)
		男	17,266人	(15人減)
		女	16,562人	(2人減)
9月1日現在	世帯	13,081		(1世帯増)
( )は前月比	外国人登録数		685人	



町営グランド会場にて

## 備えあれば 憂いなし

9月3日に行われた町の防災訓練に、3,543人が参加しました。

炎天下の中、さまざまな訓練に真剣に取り組みました。地域での大切なコミュニケーションも深まったのではないのでしょうか。

## おもな内容

国民健康保険	10月1日から自己負担額が変わります	2
みずほ伝言板	殿ヶ谷土地区画整理組合からのお知らせ 産業まつり出店者募集 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 下水道工事のお知らせ ご利用ください 各種相談窓口 ほか	3~5
インフォメーション	窓口での本人確認にご協力を 生ごみ処理機器 購入費の一部を助成 ほか	6~8
福祉	乳幼児医療証が変わります シルバース (新規) 発行のお知らせ ほか	9~14
教育委員会からの お知らせ	平成19年度小学校入学児の健康診断 私立幼稚園入園願書配布 ほか	15~19

# 国民健康 保険

平成18年10月1日から変わります

## お医者さんに掛かるときの自己負担額

### 【70歳未満の方】

#### ●高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

今回の改正で、70歳未満の人は次の表のように自己負担限度額が**一部引き上げられます**。



#### ■自己負担限度額（月額） 9月30日まで

	3回目まで	4回目以降※2
一般	72,300円+ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
※1 上位所得者	139,800円+ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

#### 10月1日から

	3回目まで	4回目以降※2
一般	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
※1 上位所得者	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯

※2 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

### 【70歳以上の方】

#### ●一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並所得のある一定以上所得者は、医療機関に支払う自己負担割合が**2割から3割へ引き上げられます**。

#### 現役並所得となる世帯の収入（平成18年8月から）

複数世帯	約520万円以上（年収ベース）
単身世帯	約383万円以上（年収ベース）

#### ●高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わります

#### ■自己負担限度額（月額） 9月30日まで

	外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
一般	12,000円	40,200円
一定以上 所得者	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降の場合40,200円）
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

#### 10月1日から

	外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
一般	12,000円	44,400円
現役並 所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降の場合44,400円）
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

### 【出産をする方】

#### ●出産育児一時金が変わります

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、**33万円から35万円になります**。

※平成18年10月1日以降の出産が対象です。

問合せ 住民課 ☎557-7578

# 瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合からのお知らせ

平成8年6月11日の組合設立認可から、10年が経過しました。住み良いまちづくりを目指し、役員一同まい進していきます。

町民の皆様のご理解をよろしくお願ひします。

## 《10年間の主要成果》

- ・工事については、都市計画道路が3路線で1,620m、区画道路26路線で5,264m完成しました。
- ・建物移転は全体の約1/3の53棟が完了しました。
- ・仮換地指定は全体の9割を超えました。
- ・事業全体の進ちょく率は約46%です。

## 6月30日からの新役員（敬称略）

理事長	榎本 皖一	理事	大口 芳久
副理事長	尾作 定男		佐保田 卯三郎
		近藤 正夫	村上 嘉男
理事	鈴木 良治	監事	中野 廣一
	町田 光男		中野 八重子
	池和田 昭男		栗原 忠男

## 工事進ちょく概要図



問合せ 瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合 TEL557-6005

11月11日(土)・12日(日)役場周辺で開催

## 産業まつり 出店者の募集

模擬店・フリーマーケットの出店者を募集します。

出店を希望される方は、事前に電話でお申し込みください。申し込みは先着順になります。

申込み 10月2日(月)から13日(金)までに  
商工会へ TEL557-3389



▲昨年の産業まつりから

## 残堀川河川整備計画(原案)に対する閲覧、意見募集

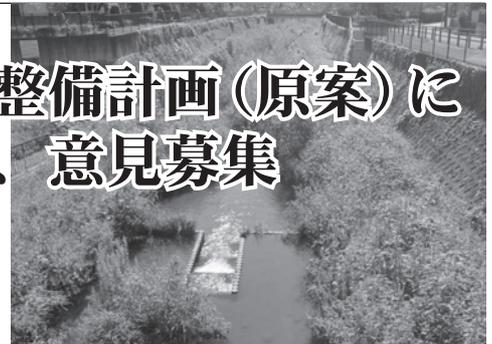
河川法に基づき、東京都では、管理する河川について河川整備計画の策定を進めています。

このたび、残堀川において、整備の実施に関する内容に変更がありましたので、再度、閲覧と意見募集を行います。

閲覧期間 10月2日(月)～31日(火) (土・日曜日、祝日は除きます。)

閲覧場所 ▶都市計画課  
▶東京都建設局西多摩建設事務所工事第二課

※意見箱を閲覧場所に設置します。なお、電話による意見の募集はしていません。



問合せ

東京都建設局河川部計画課 TEL03 (5320) 5415

ホームページアドレス <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp>

困ります！ 自転車置きざり 知らんぷり

## 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(日)～31日(火)

現在、駅周辺では道路などの自転車等駐車場以外の場所に、多くの自転車等が放置されています。

これらの自転車等は、歩行者の妨げとなり、特に高齢の方や体の不自由な方にとっては非常に危険です。また、災害時の避難や、救急車・消防車などの緊急車両の妨げにもなります。

## ●自転車等駐車場を利用しましょう

町では、箱根ヶ崎駅の東口と西口に有料自転車等駐車場を設置しています。定期利用のほか、一時利用として一日100円で駐車できます。ぜひ、ご利用ください。



▲東口

▲西口



## ●放置自転車は撤去します

駅周辺や町内の公共の場所等に長期間放置された自転車等については、「瑞穂町自転車等の安全利用に関する条例」に基づき撤去し、一定期間保管した後、引き取りのない自転車等については処分します。

※返還の際、自転車1,000円、原付・バイク1,500円の保管料を頂きます。

町では、放置自転車（原付含む）・バイクを保管しています。お心当たりの方は、ご連絡ください。

問合せ 地域振興課 TEL557-7610

## 下水道工事

工事期間中ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

工事期間 10月下旬～平成19年3月下旬

工事箇所 ①殿ヶ谷792 昼間通行止め（一部昼夜通行止め）

色ぬり部 ②二本木432～富士山栗原新田168



油・断・快適！下水道

下水道に油を  
流さないで！

下水道に油を流すと…

- ①下水管の中で固まって詰まったり、悪臭の原因になります。
- ②固まった油がオイルボールとなって、河川に流れ出てしまいます。

環境を守るには、下水道を利用する皆様の協力が不可欠です。一人ひとりが排水のマナーを守ることで大きな改善効果が得られます。

問合せ 下水道課  
TEL557-7683

# ご利用ください 各種相談窓口

相談はいずれも  
無料です

## 行政相談週間 10月16日(月)～22日(日)

この週間は、行政相談制度について周知し、広く国民の皆様がこの制度を利用していただくために設けているものです。国の仕事などについて、「説明に納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や要望を受け付けますので、ご利用ください。

日時 10月19日(木) 午前9時30分～11時30分  
場所 町民会館 第1会議室  
内容 保険・福祉・道路・郵便・旅客運輸関係などの相談

### ○定例相談も実施しています

日時 毎月第3木曜日 午前9時30分～11時30分  
場所 町民会館 第1会議室  
問合せ 総務課 ☎557—0531

### ○次のところでも相談を受け付けています

- ☑「行政苦情110番」東京行政評価事務所 ☎0570—090110 ☎03(5331)1761
- ☑東京総合行政相談所 ☎03(3987)0229
- ☑総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

## 行政書士会による無料相談



日時 10月24日(火) 午前10時～午後4時  
場所 町民会館 第1会議室  
内容 相続・遺言・契約・各種許認可など暮らしの手続きや書類作成等の相談

相談員 東京都行政書士会多摩西部支部会員  
問合せ 東京都行政書士会多摩西部支部 ☎0120—916—224

## 法的トラブルの相談窓口

日本司法支援センター「法テラス」は、総合法律支援法に基づき設立された法人で、10月2日から全国50カ所以上の事務所で業務を開始します。

「法的トラブルを抱えているが、どこに相談すれば良いのか分からない」といったときは、お気軽にお電話ください。

内容 法的トラブル解決のための情報の無料提供、資力の乏しい方のための無料相談や裁判費用などの立て替え、犯罪被害者支援など

相談電話 ▶法テラス多摩 ☎050—3383—5310  
▶法テラス立川 ☎050—3383—5327

## 検察審査会

交通事故・詐欺・脅しなどの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は、気軽にご相談ください。

秘密は固く守られます。

問合せ 八王子検察審査会事務局 ☎042(642)5195



## 消費者生活相談室

悪質商法や契約に関するご相談をお受けしています。

相談日 毎週火・金曜日(祝日、年末年始を除きます)

時間 午前9時～正午  
午後1時～午後4時30分

場所 瑞穂ハローワーク求人情報コーナー内 (役場別棟)

問合せ 産業振興課 ☎557—7633

## 家庭内暴力相談受付

☎557—5299

## 子どもの虐待相談受付

☎568—0051

## 高齢者の虐待相談受付

☎557—0609

●心の相談、福祉よろず相談、身近な年金・労働、法律相談…社会福祉協議会 ☎557—0159

●税務相談…税務課 ☎557—7519

詳しくは、お問い合わせください。